

京都市公設小売市場条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市
条例第67号）（産業観光局商工部商業振興課）

京都市勧修公設小売市場，京都市七条公設小売市場，京都市花園公設小売
市場及び京都市丹波橋公設小売市場を廃止することとしました。

この条例は，平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市公設小売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第67号

京都市公設小売市場条例の一部を改正する条例

京都市公設小売市場条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市勧修公設小売市場の項、京都市七条公設小売市場の項、京都市花園公設小売市場の項及び京都市丹波橋公設小売市場の項を削る。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部商業振興課)